

## 地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、地域商業の活性化と持続的発展を図るため、商店街、商業者グループ及び商工団体（以下「商業団体」という。）が行う商店街の収益力向上のための優れた取組に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 商店街

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定される商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合並びに一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体をいう。

#### (2) 商業者グループ

一定の地域（商店街又は中心市街地若しくは市町村）の中小商業者等が組織するグループをいう。

#### (3) 商工団体

商工会法（昭和35年法律第89号）に規定される商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定される商工会議所をいう。

### (事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、商業団体とする。

### (補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業は、地域商業の活性化と持続的発展を図るために行う、にぎわい創出の取組で、事業年度の2月末日までに完了するものとし、経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 別表に規定する知事が定める対象経費の要件は、次のとおりとする。

(1) 集客イベント等の開催に要する経費

(2) 外国人観光客の需要の取り込みに寄与する事業に要する経費

(3) 地域住民のニーズ調査等に要する経費

(4) 商品開発等に要する経費

(5) 防災機能強化に要する経費

(6) その他必要な経費

3 商業団体の運営改善及び組織強化事業並びに商業団体以外が主催する事業並びに国庫補助対象事業並びに県の他の補助制度の交付対象となる事業は、除くものとする。

### (事業計画書の提出)

第5条 補助事業の実施を希望する者は、様式第1号を別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業の実施を希望する者は、県から審査等に必要な書類を求められた場合には適宜提出するとともに、現地調査を求められた場合には対応するものとする。

(事業実施主体の決定)

第6条 県は、前条の様式第1号の提出があったときは、予算の範囲内において、補助事業の実施を希望する者の中から優れた企画を提案した者を、別に定める審査会を開催した上で選定する。

2 県は、前項により事業実施主体となった者に対して、事業の対象となった旨を様式第2号により通知するものとする。なお、事業の対象とならなかった者については、様式第3号により通知するものとする。

3 前項の承認を受けた事業実施主体は、補助金の交付申請手続きを行うこととする。なお、承認された事業計画書について、変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、速やかに知事に連絡して、その指示に従わなければならない。

(交付申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条の申請をするに当たって、事業実施主体が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付申請書の添付書類)

第8条 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体の役員を含む構成員の氏名等、住所等、業種及び連絡先を記した名簿
- (2) 事業実施主体の定款・規約等
- (3) 補助事業の実施場所を示す地図等
- (4) 補助事業の実施体制に関する資料
- (5) 補助金を備品に当てる場合、当該見積書の写し
- (6) その他知事が必要と認めるもの

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 知事は、交付決定に当たり、第7条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税

額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第7条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第7条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金の額の確定時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で、知事が当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条に規定する申請の取下げの期間は、交付決定通知書を受領した日から7日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げを行おうとするときは、様式第6号による届出書を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第11条 第9条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は様式第7号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費の20%を超えない流用を行うとき。

(2) 変更内容が補助金の交付目的に反せず、かつ事業の対象、数量、実施方法等に大幅な変更がないもの。

(変更等の承認)

第12条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第8号により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第9号の報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業遅延に係る指示)

第14条 知事は、前条の遅延の報告があったときは、その内容を審査し、当該事業の遅延を承認するか否かを決定し、必要な指示とともに書面により補助事業者に通知するものとする。

(事業説明)

第15条 知事は、交付の決定に資するため、あらかじめ、補助事業の実施を希望する

者の事業説明の機会を設けるものとする。

(状況報告)

第16条 規則第11条の規定による状況報告について、知事が必要と認めて要求したときは、補助事業者は、様式第10号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第17条 規則第13条の報告書の様式は、様式第11号のとおりとする。

2 前項の報告書には知事が別に定める書類を添付しなければならない。

3 第7条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出するに当たって、補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合で、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

(実績報告書の提出時期)

第18条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は事業年度の3月10日までのいずれか早い時期とし、その提出部数は1部とする。ただし、補助事業の遅延について知事から承認を受け、補助事業の完了が事業年度の3月11日以降となる場合の提出時期は、補助事業の完了日とする。

(補助金の概算払請求)

第19条 補助金は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第12号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(額の確定通知書の様式)

第20条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第13号により行う。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第17条第3項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）等を様式14号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第22条 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、事業年度終了（当該財産取得）後5年間とする。

(処分財産の指定)

第23条 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、取得価格が10万円以上の備品とする。

2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第24条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(適用範囲)

第25条 この要綱の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、適用しない。

(地域振興センター所長への委任)

第26条 この要綱で、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第15条の2第1項の規定に基づき、知事から所長に権限が委任される場合においては、当該事項に係る条項に知事とあるのは管轄する地域振興センターの長とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月12日から施行する。

別表（第4条関係）

<p>1 対象経費</p>	<p>事業に要する経費のうち、（1）の経費区分によるものとする。ただし、（2）の経費は対象外とする。</p> <p>（1）経費区分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 賃金 アルバイト代等</p> <p>イ 謝礼金 講師謝金、出演料等</p> <p>ウ 印刷製本費 印刷費、資料製本費等</p> <p>エ 物品購入費 消耗品、教材、資料、装饰材料等</p> <p>オ 備品購入費 各種機材購入等</p> <p>カ 役務費 郵送代、広告代等</p> <p>キ 委託費 デザイン委託、会場設営委託等</p> <p>ク 使用料及び賃借料 会場借上、設備賃借、車両借上等</p> </div> <p>（2）対象外経費</p> <p>ア 間接的な経費</p> <p>イ 景品等</p> <p>ウ 旅費、飲食費</p> <p>エ その他知事が定めるもの</p>
<p>2 補助率</p>	<p>補助対象経費の2分の1</p>
<p>3 補助限度額</p>	<p>1事業当たり25万円以内とする。ただし、要綱第4条第2項第2号に規定する事業については、50万円以内とする。</p>

様式第1号（第5条関係）

番 号  
令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
事業実施主体名  
代表者名

地域商業・商店街活動応援事業実施計画書

地域商業・商店街活動応援事業実施計画書を提出します。

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業実施計画書

1 事業実施主体の概要

(1) 団体名(フリガナ)

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者職氏名

(4) 設立年月日

(5) 会員数

(6) 担当者職氏名及び連絡先

担当者職・氏名

電話番号

F A X

E-mail



地域商業・商店街活動応援事業実施計画書

事業テーマ	
商店街の現状 及び課題	
取組内容	
期待される効果	
他団体との連携	

事業経費	事業総額	千円	内 容
	賃金	千円	
	謝礼金	千円	
	印刷製本費	千円	
	物品購入費	千円	
	備品購入費	千円	
	役員費	千円	
	委託費	千円	
	使用料及び賃借料	千円	
事業スケジュール	月～		
	月～		
	月～		
	月～		
	月～		
	月～		
その他特記事項			

その他、応募に当たっての参考資料がある場合、併せて提出してください。

様式第2号（第6条関係）

番 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

地域商業・商店街活動応援事業実施計画承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度地域商業・商店街活動応援事業実施計画を承認します。

様式第3号（第6条関係）

番 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

地域商業・商店街活動応援事業実施計画について

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度地域商業・商店街活動応援事業実施計画については事業対象となりませんでしたので通知します。

様式第4号（第7条関係）

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業補助金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
事業実施主体名  
代表者名

上記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付申請額  
金 円
- 3 補助事業の内容及び添付書類等  
別紙のとおり
- 4 事業の着手及び完了予定期日  
着手予定期日 令和 年 月 日  
完了予定期日 令和 年 月 日

別紙

1 事業実施主体の概要

(フリガナ) 名 称		所 在 地	
(フリガナ) 代表者名		電 話 番 号	
構成員数	名		
設立年月	年	月	

2 事業内容等

取組テーマ		取組の 実施時期	
商店街の現状			
取組内容			
事業効果			

3 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎等

(単位 円)

総収入額a		円	総事業費f		円	
内	県補助額b		円	内 補助対象事業費g		円
	市町村等補助額		円	内 補助対象外事業費h		円
訳	事業収入額c		円	※ a=f、 1g b ≤ $\frac{1}{2}$		
	事業実施主体負担額d		円			
	その他収入額e		円			

4 事業実施主体負担額及びその他収入の内訳 (単位 円)

負担者名	金額	負担方法
計	d+e	—

5 経費の使用方法的等 (単位 円)

経費区分	補助対象事業費	補助対象外事業費	使用方法的等 (内訳・積算等)
小計			—
合計	g	h	—

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業補助金交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった上記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定金額  
金 円
- 2 交付決定内容  
申請内容のとおり
- 3 支払方法
- 4 交付の条件
  - (1) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱（令和3年4月12日決裁。以下「要綱」という。）、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要領（令和3年4月12日決裁。以下「要領」という。）に定めるところに従わなければならない。
  - (2) 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
    - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
    - イ 補助対象経費の20%を超える流用を行うとき
    - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
  - (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
  - (5) 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産について、補助事業完了後に要綱第22条に掲げる期間、適正に管理運営しなければならない。



- (6) 補助事業者は、要綱第7条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助金の額の確定時点においてもなお消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、事業実施主体が補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で要綱第21条に定める様式第14号により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を知事に返還しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。
- (9) 知事は必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

この交付決定に対して不服がある場合における規則第8条に規定する申請の取下げは、要綱第10条第1項の規定により、この交付決定通知のあった日から7日以内とする。

様式第6号（第10条関係）

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業補助金申請取下げ届出書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
補助事業者名  
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助金の交付申請を、下記理由により取り下げたいので、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

1 補助事業名

2 申請を取り下げる理由

様式第7号（第11条関係）

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業変更（中止・廃止）承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
補助事業者名  
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容及び理由

2 変更申請事業計画書

（様式第4号の記以下の記載要領に準ずること）

様式第8号（第12条関係）

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業変更（中止・廃止）（不）承認書

第 号  
令和 年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知し、令和 年 月 日付け  
第 号で変更申請があった上記補助事業については、下記のとおりです。

記

- 1 補助事業名
- 2 承認・不承認
- 3 その他（条件等）

様式第9号（第13条関係）

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業の遅延報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

補助事業者名

代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業について、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

(1) 当初予定

(2) 実績及び今後の計画

2 同上に要した経費

区 分	当初の予算（円）	支出済の額（円）
合 計		

3 遅延の内容及び理由

(1) 遅延の内容

(2) 遅延の理由

4 遅延に対してとった措置

様式第10号（第16条関係）

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業遂行状況報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
補助事業者名  
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の遂行状況について、補助金等の交付手続等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遂行状況（別紙のとおり）
- 2 事業着手 令和 年 月 日
- 3 事業完了予定 令和 年 月 日

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

(2) 支出の部

区分	予算額 (円)	支出済額 (円)	支出未済額 (円)	備考

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)		

様式第 1 1 号 (第 1 7 条関係)

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

補助事業者名

代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 3 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定額  
金 円
- 3 補助金の実績報告額  
金 円
- 4 補助事業の実績等  
別紙のとおり



別紙

1 補助事業者の概要

(フリガナ) 名 称		所 在 地	
(フリガナ) 代 表 者 名		電 話 番 号	
構 成 員 数	名		
設 立 年 月	年 月		

2 事業内容等

取組名称		取組の 実施時期	
結果・変更点等			
評価項目	補助事業者	理由	
にぎわいの創出	A・B・C		
課題の解決	A・B・C		
総合評価	A・B・C		

※ A 十分にできた B 概ねできた C あまりできなかった のいずれかに○印を付け、「理由」欄にその理由を記載すること

3 交付決定を受けた補助金の額の算出基礎等

(単位 円)

総収入額a	円	総事業費f	円	
内	県補助額b	円	内 補助対象事業費g	円
	市町村等補助額	円	内 補助対象外事業費h	円
訳	事業収入額c	円	※ a=f、 1g b ≤ $\frac{1}{2}$	
	補助事業者負担額d	円		
	その他収入額e	円		

## 4 補助事業者負担額の負担者等

(単位 円)

負担者名	金額	負担方法

## 5 経費の使用方法等

(単位 円)

経費区分	補助対象事業費	補助対象外事業費	使用方法等 (内訳・積算等)
小計			—
合計	g	h	—

様式第12号（第19条関係）

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業補助金（概算払）請求書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
補助事業者名  
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金確定（交付決定）の通知を受けた  
上記補助金について、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱第19条の規定に  
より下記のとおり精算払（概算払）を請求します。

記

- 補助事業名
- 補助金の（概算払）交付請求金額  
金 円
- 口座の種類等 債権者コード No. \_\_\_\_\_

金融機関名	支店（本店）名	口座種別 （○印をつける）	口座番号
		普通預金	
		当座預金	

（カタカナ）  
口座名義 \_\_\_\_\_

様式第13号（第20条関係）

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業補助金確定通知書

第 号  
令和 年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした上記補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書等により審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

記

交付すべき金額 金 円

様式第14号（第21条関係）

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
補助事業者名  
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知のあった上記事業の補助金について、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱第21条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の額（県が確定通知書により通知した額）  
円
- 3 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額  
円
- 4 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額  
円
- 5 補助金返還相当額（4－3）  
円

- （注）
- 1 積算の内訳を添付してください。
  - 2 課税事業者であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税等仕入控除による減額等の対象額とは限りません。

様式第15号（第23条関係）

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業財産処分承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

補助事業者名

代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた上記事業の補助金により取得した財産の処分の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第19条の規定により申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称 (品目・型式等)	取得金額	処分の方法・時期	処分の理由
仕 様	取得年月日		

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（注）処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供の別を記載すること。